



「浦添市創業者等相談委託業務」に係る公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集します。

なお、本事業は、浦添市議会での予算案(平成26年度)議決がなされた後の事業となり、契約締結に至らない場合がございますので、ご了解の上応募ください。

平成26年3月12日

浦添市長 松本哲治



1 事業名 浦添市創業者等相談委託業務

2 目的

浦添市では、地場産業の活性化を図るため、産業振興センター「結の街」を平成17年度に整備しました。

この施設は、土地と土地の「結」(結節機能)、人と人との「結」(相互扶助)、情報と情報との「結」を発揮する「てだこの新しい玄関口」となることを目的にしています。

この「結の街」において、施設の入居者の自立支援を行うとともに、市内企業などとの連携・交流を図り、経営の助言などができる「創業者等相談(以下「インキュベーションマネージャー」という)委託業務」の募集をします。

3 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は個人であって、以下の①から⑥までの条件を満たすものとする。

- ①地方自治法執行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- ②浦添市から公共事業に必要とする指名資格停止措置を受けてないこと。
- ③県民税及び所在市町村民税に未納がないこと
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤沖縄県内に本社が設置されていること。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

4 委託条件等

下記の条件に基づいて委託契約を締結します。

(1) インキュベーションマネージャーの業務

- ①入居者の成長・自立を促進するための支援に関すること。
- ②地域の企業、団体との連携に関すること
- ③入居者の交流や施設の情報発信などに関すること。
- ④市内企業の商品企画のサポートに関すること。
- ⑤市が行う入居者支援事業の実施に関すること。

⑥入居者の選定に関すること。

⑦その他、インキュベーションマネージャーとして必要な業務。

(2) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日。

(3) 委託料

受託者が提示した見積価格等に基づき、協議の上決定します。

(上限額7,560,000円)

(4) 勤務日・時間

企画書の提案に基づき設定します。(ただし週5日以上、1日6時間以上勤務することを最低基準とします。)

5 選考方法

(1) 書類審査により選考を行います。

(2) 選定基準

次の各項目に基づき総合評価をします。

① 施設の目的についての認識

② インキュベーションマネージャーとしての資質・能力

③ 提案の実現性・独創性

④ 見積金額の妥当性

(3) 受託事業者の決定

応募者の順位付けを行い、第1位の者を受託予定者とし、委託の内容、金額等について協議を行った上で契約します。第1位の者と合意に至らない場合には次順位の者と協議します。

6 応募提出書類

(1) 応募申込書(様式1)

(2) 企画書*1

(3) 履歴書、職務経歴書(様式2)(法人は会社概要及び業務実績がわかるもの)

(4) 見積書(様式3)

(5) 決算書(法人のみ・過去3期分)

(6) 資格を証明する資料

(7) 住民票の写し(法人は登記簿謄本)

(8) 納税証明書(県民税及び市町村民税)

*1 企画書の提案内容は次の項目順に各自で作成してください。形式は自由ですが、用紙の大きさは日本工業規格 A4 とします。

(1) 入居者の自立支援に関すること

(2) 地域との連携に関すること(特に、本市の他の事業との連携を重視すること)

(3) 市内企業の商品企画のサポートに関すること

(4) 結の街の現況及び有効活用の向上等

(5) (4)を踏まえた勤務日・時間の設定

7 提出書類の部数・編綴

(1) 応募提出書類(1)～(6)については正本1部、副本4部の計5部提出とする。

(2) 上記以外(7)、(8)はそれぞれ1部提出とする。(正本に編綴。)

(3) 提出書類は部単位で編綴し、提出とする。

8 見積に関する要件

今回の企画提案にあたっては、7,560,000円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した上限金額であり、実際の契約金額とは異なる。

見積書の費目については、以下の内容で提出すること。各見積費目の内訳と単価を記載すること。

(1) 人件費

(2) 事業費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等)

(3) 一般管理費

※一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

一般管理費＝直接経費(①人件費＋②事業費)×一般管理費率

一般管理費率は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定します。

【特殊要因の具体例】

①業種特有の理由により、当該業種において相対的に一般管理費率が10%よりも高い場合。

②一事業者における一般管理費率が過去複数年にわたり10%よりも高い場合。(3カ年を一つの目安とする。)

【企業における計算式】

一般管理費率＝(「販売費及び一般管理費」－「販売費」)÷「売上原価」×100

損益計算書から「売上原価」「販売費及び一般管理費」を抽出して計算を行う。

ただし、「販売費(販売促進のために使用した経費(例:広告宣伝費、交際費等))

については、決算書の注記事項などに記載がある場合は、その販売費を採用し、記載がない場合は企業から「販売費及び一般管理費」を「販売費」と「一般管理費」に区分した内訳書の提出を求め、その「販売費」を採用します。

【公益法人における計算式】

一般管理費率＝「管理費」÷「事業費」×100

正味財産増減計算書の経常経費から、「管理費」「事業費」を抽出し計算を行う。

ただし、「管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。

【独立行政法人における計算式】

一般管理費＝「一般管理費」÷「業務費」×100

損益計算書の経常費用から、「一般管理費」「業務費」を抽出し計算を行う。

ただし、「一般管理費」の内訳として、事業に直接従事する者の給与等、未払消費税額がある場合は除外することとします。

【その他】

その他の受託者においては、上記計算式を参考に適宜、決算書等から該当する費目を抽出し、計算を行う。

9 募集スケジュール

- (1) 応募期間 平成26年3月12日(水)から平成26年3月18日(火)
- (2) 審査 平成26年3月20日(木)
- (3) 受託者決定 平成26年3月26日(水)

10 応募書類の提出

平成26年3月12日(水)から平成26年3月18日(火)
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
応募書類は持参または郵送してください。

- (1) 持参の場合は、事前に電話で連絡してください。
- (2) 郵送の場合は平成26年3月18日午後5時までに商工産業課必着です。

11 留意事項

応募にあたっての経費は全て応募者の負担となります。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

12 応募書類配布・申込応募・問合せ

浦添市役所商工産業課 5F
〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1
メール syoko@city.urasoe.lg.jp
電話 876-1234(内線3161・3162) FAX 098-876-9467

※問合せにつきましては、メール又はFAXにて対応いたします。